

足立区剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン

平成25年4月1日制定

令和6年4月1日改定

(主旨)

このガイドラインは、足立区剣道連盟（以下「連盟」という。）に登録しているすべての会員および連盟にかかわる人が、暴力行為、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の倫理に反する行為を行うことや、それらの行為により被害を受けることの防止を目的とするものである。

なお、令和の改定では、パワー・ハラスメントの定義等を追記し、なるべく具体的な設例・事例をガイドラインに取り入れ列記した。

指導者には「指導に必要な範囲」と捉える点があるかと思うが、現在では行き過ぎた指導であり、自らの品位を保ち、より良い指導者を目指す観点から、十分ご理解のうえ留意し対処願います。

(ガイドラインの目指すもの)

1. 剣道を愛する者として、自ら品位を保持し、お互いに人格を尊重し合わなければならない。
各人がこのことを十分理解することが、暴力行為、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント等の倫理に反する行為を防止するうえで、もっとも重要なことである。
2. このガイドラインは、剣道に関する指導等を制限することを意図するものではない。むしろ、このガイドラインの理念と内容が正しく理解されることにより、より効果的な指導がなされ、また多くの人々から剣道がより一層愛されるものとなることを目指すものである。

(暴力行為をなくすために)

1. このガイドラインにおいて、暴力行為とは、直接的暴力・暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的、身体的に傷つけることをいう。
2. 暴力行為をなくすために、指導者か、会員か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解、認識しなければならない。
3. 暴力（体罰）は、犯罪・人権を侵害する違法行為であり、刑法（暴行罪・傷害罪など）に抵触する、民事上も不法行為に該当、損害賠償請求の対象となる。また、体罰は、諸法律上、全く許容されていない。
 - (1) 暴力行為には、肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的に傷つけること（人格を否定するような言動や、存在を無視するような態度）も含まれること。
 - (2) 相手が自分の意に添わない言動をとったときに、暴力行為に頼っても何等問題を解決できないこと。

指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成は図れないことを認識する。

- (3) 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表わすつもりの方であっても、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があること。
- (4) 暴力行為を受けた者は、指導者・先輩・同僚等の人間関係を考慮して拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。

特に、指導者と会員等との間では明確な意思表示がされにくい構造があることは、セクハラの場合と同様である。

指導者は、暴力行為による指導を行った時、周りの保護者等が何も言わなかったからと言っても、それを同意と勘違いしないこと。

暴力行為を受けた者に対する影響は、剣道をやめてしまうばかりでなく、精神的に不安定、メンタルヘルスの影響（抑うつ状態、自殺など）等を生じることにもなる。また、連盟、団体等への社会的評価の低下、信頼を失いばかりでなく糾弾を受けることにもなりかねない。

(セクハラをなくすために)

1. このガイドラインにおいて、セクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、剣道に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させること。
2. 自らがセクハラを行なうことがないよう、指導者か、会員か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、次の事項を十分に理解・認識しなければならない。

- (1) セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となるものであること。
- (2) 「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手との良好な人間関係や信頼関係ができてから大丈夫」といった勝手な思いこみをしてはならないこと。
- (3) 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの方であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

- (4) 指導や体調管理等の目的で相手の身体に触れるときは、本人の了解を得るとともに、できる限り、着衣の上から触れ、また保護者にも分かるように一言伝えること、第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えぬよう特に配慮すること。

稽古場所等は、誰も見ていない、見ていても誰も注意出来ない環境をつくらない。

- (5) セクハラを受けた者は、指導者・先輩・同僚等の人間関係を考慮して拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。

特に指導者と会員等の間では、拒否の意思表示をすれば指導を受けられないのではないかといった思いから、明確な意思表示がされにくい構造があること。

セクハラを受けた者に対する影響は、剣道をやめてしまうばかりでなく、精神的に不安定・メンタルヘルへの影響(抑うつ状態、自殺など)等を生じることにもなる。また、連盟、団体等への社会的評価の低下、信頼を失うことになる。

- (6) 相手が拒否し、また嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならないこと。

(パワハラをなくすために)

1. このガイドラインにおいて、パワハラとは、優越な関係を背景とした言動であって、権限を背景に逆らうことができない状況で、被害者を不当に扱うこと。
2. 指導に必要な**相当な範囲を超えている**暴言・脅迫・威圧・侮辱・差別等。
3. 結果として、肉体的、精神的な苦痛を与えたり、スポーツを行う環境を悪化させたりすること。
 - (1) パワハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となるものであること。
 - (2) 「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手との良好な人間関係や信頼関係ができてから大丈夫」といった勝手な思いこみをしてはならないこと。
 - (3) 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - (4) パワハラを受けた者は、指導者・先輩・同僚等の人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。
 - (5) 特に指導者と会員等の間では、拒否の意思表示をすれば指導を受けられないのではないかといった思いから、明確な意思表示がされにくい構造があること。
 - (6) 相手が拒否し、また嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならないこと。
 - (7) パワハラを受けた者に対する影響は、剣道をやめてしまうばかりでなく、精神的に不安定・メンタルヘルへの影響(抑うつ状態、自殺など)等を生じることにもなる。また、連盟等の団体の社会的評価の低下、信頼を失うことになる。
 - (8) 暴力行為、セクハラおよびパワハラも状況如何では、連盟、団体等への社会的評価の低下、信頼を失うばかりでなく糾弾を受けることにもなりかねない。
また、何れもその人の人権を侵害する違法な行為であり、①刑法に抵触する行為であり、暴行罪・傷害罪・脅迫罪・強要罪・強制わいせつ罪などに該当する。
②民事上も不法行為に該当し、損害賠償請求の対象ともなる。
③スポーツ団体においても勿論倫理規定違反となる。
- (9) 上記(8)による指導者は、いくら優秀な指導者と位置づけられていようが絶対許容されず、自ら進退せざるを得ず、当該者等への影響のみならず、指導者も失うことにもなりかねない。

定義：パワハラと、とられる言動について：「行き過ぎた指導」の先にはパワハラがある。

1. 暴言と、とられる言動
2. 差別と、とられる言動
3. 無視と、とられる言動
4. 過大と、とられる言動

※禁句集と類語（一部）

	禁句集	類語	分類
1	何をやっているんだ、だからダメなんだ！	なにをやらしてもダメだな	暴言
2	おれの言うことが聞けないなら剣道などやめてしまえ！	帰れ、来るな、	暴言 無視
3	稽古は自分でしろ、稽古しなくていい！	あっちへいけ（無視）	無視
4	お前は、試合しなくていい！ もう、稽古に来るな！おまえは、邪魔だ・・・	試合を見ている・・・	暴言 無視
5	お前は、レベルが低いのでやらなくていい！	お前には無理だ、出来っこない・・・	暴言 差別
6	級(段)を受けさせないぞ！（個人的感情より）	大会に出させない	差別
7	何をやっているんだ、お前が弱いから試合に負けたではないか！（団体戦）	お前の責任だ、次に負けら承知しない選手としないぞ	暴言 差別
8	お前は、スポーツ音痴だな！	何をやらしてもダメだな	暴言 差別
9	〇〇君を見習え、お前は、ダメなやつだ！		暴言 差別
10	そんな事が出来ないの、何年剣道しているのだ！	今まで何をしていたのだ	過大 な 要求
11	長時間にわたっての無意味な正座・直立等をさせる。	素振りを〇〇本行え！	暴言

※暴言、無視、仲間はずれ、能力以上の過大要求、能力以下の低レベルなことしかさせない。

◎スポーツにおける真の勝利とは！ 強い選手・チームを育てるには何が必要か

※あなたはどちらのタイプの指導者を目指しますか		
① 暴力に頼って服従させる「指導」		①選手の心に火をつける指導
②暴力で強制・服従させるロボットや兵士のような選手(自身で当・不当/解決方法を考えない指示待ち選手)をつくる指導		②自分で考えて、指示がなくても先を見越して行動できる選手を育てる指導
③「俺についてこい」と命令する指導		③なぜこの練習をするのかを、選手に理解させる指導
④失敗させないためには、罰が有効だとする指導		④失敗はいつもありうるとした上で、失敗を少なくさせ、失敗の次を考えさせる指導
⑤「はい」と返事する選手を求める指導		⑤選手を「待つ、信じる、許す」ことができる指導
⑥従前からの経験に頼る指導		⑥指導者自身が研鑽し、常により良い指導を探究する
⑦守備練習で「エラーするな」		⑦守備練習で「体の正面で捕ろう」
⑧高めの球に手を出し、空振りする選手に「高めに手を出すな」と指示する指導者		⑧「真ん中から低めの球を積極的に振っていこう」と指示する指導者

参考資料：パークス法律事務所・弁護士 大橋卓生氏資料より

立花龍司著「野球少年のやる気と能力を最大限に引き出す魔法のアドバイス」参照

(社会の範となるために)

足立区剣道連盟は、「スポハラ」のない連盟を目指します。

1. 連盟および加盟するすべての団体が、スポーツ団体に必要なコンプライアンスを実践し、その活動において暴力行為・ハラスメント等を絶対しないこと、起こさせないことを宣言するものとする。
2. 連盟および加盟するすべての団体の運営や経理処理は公明正大で、健全な活動を実践し、社会性の認識を持つものとする。
3. 暴力行為、セクハラ、パワハラ防止に努めるほか、常に以下の事項を認識し、剣道が青少年の健全育成および生涯剣道のためにあり続け、剣道に携わる者が、社会の範として信頼続けられるよう努めるものとする。
 - (1) 常に品位を保持し、公共の場における態度・言動・服装に注意を払うこと。
 - (2) 「フェアプレーの精神」を重んじ、競技は勿論のこと、不正行為は絶対に行わず、かつ、見過ごさないこと。
 - (3) 人種・思想・信条・宗教・性別により差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重すること。
 - (4) 法律や条例等の法規範を遵守し、違法行為をしないこと。

以上